

令和7年度将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業 委託業務仕様書（案）

1 目的

人口減少・少子高齢化や、進学・就職期における若者の県外流出の進行に伴い、県内の様々な産業において人材不足が深刻化する中、将来の県内産業を担う人材を確保するため、子どもたちが地域産業・企業の魅力を知る職業体験等の取組を支援する。

2 委託業務名

令和7年度将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

受託者は本業務の目的を十分理解した上で、効果的かつ効率的に本業務を遂行するために必要な事業提案を行うこと。

【全体的な事業コンセプト】

- ・将来の県内産業を担う人材の確保に向けて、児童・生徒の早い段階から地域企業の魅力を知ってもらうことが重要となるため、当該取組の充実に向けた必要な支援を実施していく。
- ・経済団体・企業と教育機関との一層の連携強化を図り、職業体験等に取り組みやすい環境づくり（取組実施に係る企業・学校双方の負担軽減や、職業体験等の提供企業情報等の発信等）を推進していく。

【本仕様書における用語の定義】

用語	定義
企業	長野県内の企業及び事業所
学校	長野県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※全ての運営主体（国公立）、課程（全日制・定時制・通信制）、学科（普通科・専門学科等）を含む。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育むことを通して、キャリア発達を促す教育 （企業における職場体験等も当該教育の一環）
職業体験等	企業・事業所や学校等での職場体験、工場見学、インターンシップ、職業体験学習・講座等を実施し、児童・生徒が企業・事業所への理解を深める等の活動

(1) キャリア教育支援ポータルサイトの構築・運営

県内における職業体験等の提供可能な企業情報や、キャリア教育に関する情報を一元的に集約・発信するポータルサイトを構築する。

ア コンセプト

- ・職場体験等を提供する企業情報やキャリア教育に関する情報等を一元的に集約・発信し、企業の魅力やキャリア教育の取組に係る情報の発信力の強化を図るとともに、学校関係者等がワンストップにて情報収集が可能なポータルサイトを整備する。
- ・本サイトは、社会人学びの総合ポータルサイト「キャリアアップステーション NAGANO」(<https://www.cus-nagano.jp/>) とページ連携を図り、同サイトにおけるキャリア教育支

援に関する情報発信に特化したポータルサイトとして構築することにより、県として、就労前の子どもたちへのキャリア教育情報から、就労者等への学び直しに関する情報までを一体的に発信する環境を整備する。

- ・企業や学校等のキャリア教育に携わる関係者だけでなく、児童・生徒やその保護者等も主体的に企業情報等の取得が可能となり、将来の職業選択肢の拡大に繋げる魅力的なデザインと機能を備えたポータルサイトを構築する。
- ・サイト公開時期は、8月頃を想定（公開前に掲載情報の収集作業を行う）

イ サイト名称

長野県内の職業体験等を支援するための総合的なポータルサイトとして、広く企業や学校関係者、児童・生徒に親しまれる名称を提案すること。

ウ サイトページの制作（発信内容）

① トップページ制作

- ・トップページは県民が親しみやすく、訴求力の高いデザインとし、サイト利用者が必要な情報を取得しやすい構成とすること。なお、ポータルサイト全体として統一的なデザインとすること。
- ・お知らせ情報やコンテンツ情報等の最新情報を分かりやすく表示すること。

② 個別ページ等の制作

以下 i ~ iii の情報を掲載するサイトページ制作及び、iv のコンテンツ・ページ制作業務を行う。

i 職業体験等を提供する企業等の情報

- ・一覧ページ（職場体験等の提供メニュー内容の紹介等）
- ・個別ページ（各企業の概要紹介、職業体験等の提供メニュー内容、連絡先等）

ii 産業展等のイベント情報

- ・児童・生徒向けの企業紹介や体験企画等が実施される産業展等のイベント情報を紹介

iii 「信州ものづくりマイスター」の活動事例

- ・「信州ものづくりマイスター」の活用事例を紹介（10 事例程度）

< 信州ものづくりマイスターの概要 >

- ・卓越した技能・技術及び優れた指導力等を有する者を「信州ものづくりマイスター」として県が認定。
- ・建設（造園、建築大工等）や金属加工、木材・木製品（漆器製造等）などの職種において認定
- ・[認定者概要] <https://www.cus-nagano.jp/teacher/>

< 活用事例の紹介内容 >

- ・本仕様書「4 業務内容」－「(2) 職業体験支援コーディネーターの配置」－「④ 信州ものづくりマイスターの派遣業務」で実施した講座模様等を紹介（マイスターの紹介、所属企業等の概要、実施講座の概要、講座の様子、成果等）

iv 特集コンテンツ制作（県内各地域における職業体験等の取組事例の紹介）

- ・職業体験等の取組の普及促進を図るため、県内の先進的な取組事例等（※）を紹介するコラム記事を制作（3 本）・ページ化して掲載すること。
- ・記事制作には、掲載内容等に関する取材、写真撮影、記事制作・校正、レイアウト・デザイン等の制作業務を行うものとする。
- （※）職業体験等の取組の普及促進につながるコンテンツ制作（内容・本数等）について良い提案があれば提案すること。

エ サイト内機能の設置等

① 検索機能の設置

- ・ カテゴリー検索（企業の業種、職場体験等の種類、実施地域、実施期間等）及びフリーワード検索など、企業情報を効率的に検索できる機能の設定

② 企業情報の登録フォームの設置

- ・ 企業が職業体験等の実施内容を登録するフォームの設置
（企業名、業種、企業概要・魅力紹介、体験内容、連絡先、URL等）

③ 職業体験等の受入申込フォームの設置

- ・ 学校関係者が希望する企業の職場体験等への申込みができるフォームの設置

④ 本サイトのバナー制作（他ホームページのリンク設定用）

⑤ 登録情報のアーカイブ化

- ・ 企業情報や企業・学校の職業体験等の取組に関するニーズ等の収集・サイト登録した情報の蓄積（アーカイブ保存）を行う。

オ サイト制作・管理運營業務（全般）

<サイト設計・運用関係>

- ① サイト制作の専門知識を有しない者（主に職業体験支援コーディネーター）がホームページ作成ソフトを使って編集作業を行うことが可能で、更新作業が容易に行えるサイトの構成とすること。
- ② サイト全体のデザインやレイアウト、ビジュアルについては、掲載情報が探しやすく、利用しやすさに配慮した親しみやすいものとし、最終決定にあたっては、県と協議すること。
- ③ スマートフォン・タブレットでの閲覧に対応したサイトとすること。
また、各々の通信媒体において標準的な通信速度で表示されるよう配慮すること。県からの指摘等があった場合は、表示速度の改善に努めること。
- ④ 広く県民に利用され公益性の高い情報システムであるため、「日本産業規格 JIS X8341-3:2016」、「長野県公式ホームページウェブアクセシビリティ方針」等に従い、アクセシビリティを確保した設計・開発を行うこと。
また、色の違いを識別しにくい利用者（視覚障がいのある方等）を考慮し、利用者への情報伝達や操作指示を促す手段はメッセージ表示を行う等、可能な限り色のみで判断するようなものは用いないこと。
- ⑤ サイト制作に当たり、写真等の制作物が他者の所有権、著作権を侵すものではないこと。また、制作に使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。なお、権利関係の処理が必要な場合については、受託者が権利関係の処理を契約金額の範囲内で行うこと。
- ⑥ 日本国内で通常利用されているブラウザで支障なく利用できること。また、利用者が閲覧するために特別なソフトウェアを必要としないシステムとすること。
（Windows、MacOS、iOS、Android 端末に搭載されている汎用ソフト上にて閲覧可能。
また、各 OS に対応する主要なブラウザ（Firefox、GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari）で閲覧可能とすること。）
- ⑦ サーバーについては、既存サイト「キャリアアップステーション NAGANO」のサーバーを使用するものとし、基本的には、当該サーバーに対応したポータルサイトの構成とすること。また、構築・公開にあたっては、「キャリアアップステーション NAGANO」運営受託業者（令和 7 年度において、別途県が指定した業者）と必要な調整等を行うものとする。
なお、本ポータルサイト運営に係る保守管理費については、契約金額に含まれるものとする。
- ⑧ サーバーの URL については、委託契約締結後に協議の上、決定するものとする。
なお、ドメイン取得費（「キャリアアップステーション NAGANO」(<https://www.cus-nagano.jp/>)のサブドメインとして取得）及び使用料は契約金額に含まれるものとする。

- ⑨ SEO対策（検索エンジンの最適化）やアクセス向上の対策を講じること。
- ⑩ トラブル発生時は、速やかに委託者に報告した上で、迅速な復旧作業に努めること。
また、適切なバックアップを取得し、必要に応じてリストアーによる復旧を可能とすること。
なお、当該復旧作業については、基本的には受託事業者の営業日・時間内にて対応することとする。
※ 緊急性を要するもの（外部に多大な被害や影響等を与える可能性が高い事案が生じた場合等）については、その可能な範囲で対応に努めるものとする。
- ⑪ 管理者ページを作成し、管理運営（ID及びpasswordで管理）を行うこと。
また、サイトの管理・更新作業の関する操作マニュアルを作成すること。
- ⑫ 各ページのアクセス解析を可能とすること。
- ⑬ サイト公開・運用開始前に、県及び県が指定する者（主に「職業体験支援コーディネーター」）等を対象とした操作方法の研修会を1回以上開催すること。
- ⑭ 本事業に関連する団体や事業等のサイトのリンク設定を行うこと。
- ⑮ サイト運営に当たり、県からの問合せ等に対応できる体制を整備すること。

＜セキュリティ対策関係＞

- ① 常時SSL（全ページhttps化）に対応していること。また、SSLサーバー証明書については、契約金額内にて遅滞なく更新処理を行うこと。
- ② セキュリティ対策及びウイルス対策を万全なものとし、常に脆弱性情報を収集し、必要に応じた対応（バージョンアップなど）を随時実施すること。脆弱性が発見された場合やWebサイトの改ざんが行われた場合は、素早く対応すること。なお、影響確認等を踏まえ対応に相当の時間を要する場合は、県に相談すること。
- ③ 定期的に脆弱性診断（特にサイト公開時及び大規模な改修後においては公開前）を実施し、必要な対策を講じること。
- ④ WebサーバーとCMSサーバーの接続については、特定のIPアドレスやポート番号等に特定し、外部からのコンテンツの不正改ざんを防止する対策を講じること。

（2）職業体験支援コーディネーターの配置

企業と学校をつなぎ、双方のニーズを踏まえた職業体験等の取組をコーディネートし、効果的・効率的な取組の推進に向けた支援活動を行う職業体験支援コーディネーターを配置する。

ア コンセプト

- ・ 本事業の目的遂行に向け、上記(1)のポータルサイトの運営を担い、その活用を通じて広く県内における職業体験等の取組への支援や普及促進を図るとともに、企業と学校とのつなぎ役として双方との関係を構築し、効果的・効率的な実施に繋げるため、きめ細かなサポート（丁寧な相談対応、実務調整、柔軟な発想・提案等によるコーディネート）を行うコーディネーターを配置する。

イ 職業体験支援コーディネーターの配置

- ・ 本事業の目的及び以下の業務内容を遂行するためのコーディネーターの配置について提案（属性・配置数・勤務日数・時間等の配置・勤務体制、運用計画など）すること。
※ 配置数は2名を想定しているが、本業務の一層効果的・効率的な実施に向けて、必要と思われるより良い配置数があれば提案すること。
※ 企業と学校とのコーディネートを担う役割を鑑み、経済団体・企業又は、学校の教育現場の実情等に関して知見を有する方（職業体験等の取組に関する実務経験がある方、企業や学校の関係者等との人脈を有する方等も含む）の配置が望ましい。

【職業体験支援コーディネーターの業務内容】

① 経済団体や教育機関との協力関係の構築・周知活動

- ・県と協力し、職業体験等の取組の充実に向けた経済団体や教育機関との関係構築やポータルサイトの活用促進に係る周知活動、職業体験等の取組に関する普及促進、意識啓発を行う。

② 「キャリア教育支援ポータルサイト」の管理・運営

上記（１）－②「ウ 個別ページ等の制作」の i から iv に掲げる情報の収集及びサイト登録（掲載）、管理に係る業務を行う。

- ・企業情報（職業体験等の提供企業）の収集・登録・管理

※企業開拓（企業訪問等による働き掛けを通じて、新たに職業体験等に取り組む企業を開拓）業務を含む。

※本業務委託期間内におけるポータルサイトへの登録企業件数（職業体験等の提供等企業数）について、累計 200 社以上を目途とする。

- ・産業展等のイベント情報、「信州ものづくりマイスター」の取組事例、特集コンテンツ制作に必要な取組事例等の収集・登録・管理

③ 企業と学校の調整業務（コーディネート）

- ・企業・学校における職業体験等に関するニーズ把握

- ・企業と学校との職場体験等の実施に係る調整業務

（ポータルサイトによる職場体験等の申込受付。申込み学校と受入企業との実施日程、実施内容等の調整）

- ・その他、職業体験等の実施に係る相談支援

（企業情報や取組事例等の紹介、効果的な実施内容の提案等の相談対応など）

《学校との調整について》

- ・学校との調整に当たっては、各学校におけるキャリア教育担当（教員、市町村教育委員会担当者等）と連携を図りながら進めることとする。

- ・県立高校においては、長野県教育委員会が同校に配置を検討している「学校と社会をつなぐ連携コーディネーター」（※）と連携し、当該コーディネーターへの支援（企業情報の提供等）を通じて取組を推進することとする。

なお、具体的な連携については、県及び長野県教育委員会と協議の上、進めることとする。

（※）「学校と社会をつなぐ連携コーディネーター」：生徒の学びを深めるため、企業をはじめとする地域の様々な主体と協働体制を構築し、社会に開かれた教育課程を実現することを目的に設置

④ 「信州ものづくりマイスター」の派遣業務

卓越した技能・技術に優れた指導力を有する「信州ものづくりマイスター」を活用し、児童・生徒へのものづくり体験講座等の実施を通じて、職業観・勤労観の形成や技能・技術の継承と振興を図る。

当該事業趣旨を踏まえ、「信州ものづくりマイスター」の活用により、受講生が地域産業・企業に関心を持ち、学びを深め、具体的なキャリア形成への支援と県内企業への就職を意識付ける創意工夫ある講座運営を提案すること。

i 実施校の募集、決定

- ・本講座の開催を希望する学校を募集する。

- ・実施校の募集に当たり、年度当初の学校への周知及び県HPへの公開については、県が実施することとするが、実施講座希望数が次の ii の記載の想定数に満たない場合は、県と協力の上、受託者が改めて個別依頼等を行い、追加での募集を行う。

ii 学校の選定・講座内容の検討

- ・実施校については、指定期日までに希望のあった学校のうち、以下の講座を実施することが可能な学校から選定する。

<実施校数・講座内容（想定）>

学校	講座内容	実施校（講座）数
学校	信州ものづくりマイスターが、地域の未来を見据え、自分の仕事・企業の魅力、仕事の楽しさを紹介	14校（70講座）
特別支援学校	アビリンピック競技種目等の体験を通じ、働くことを意識付ける	5校（5講座）

<学校選定に係る留意事項>

- ・希望多数の場合は、受託者が昨年度の本事業の開催実績や、開催要望時期等を勘案の上、実施校を決定する。
- ・実施校の決定に当たっては、可能な限り県内10圏域に偏りなく実施できるよう調整を行うこと。
- ・実施校の希望する日程及び講座内容（職種等）に応じた「信州ものづくりマイスター」（講師）を手配し、学校担当者と必要な調整を行うこと。
- ・児童・生徒の具体的なキャリア形成に繋げる講座内容とするため、学校での事前学習・事後学習が行われるよう努めること。

iii 「信州ものづくりマイスター」（講師）の調整

- ・実施校の所在する地域に居住（又は勤務）する「信州ものづくりマイスター」を優先して選定する。
※講師への連絡、選定は基本的には「職業体験支援コーディネーター」が行うものとするが、必要に応じて県が講師への情報提供等を行うものとする。

iv 講座の実施、運営（支払い業務）

- ・1講座当たり3時間以内とし、受講者は20名から40名程度とする。
ただし、特別支援学校においては、1講座当たり20名以内を原則とする。
- ・講座の実施に際しては、必要に応じて立ち会うこととし、講師紹介及び本事業趣旨を児童・生徒に説明するとともに、学校と連携し、円滑な講座運営に努めること。
- ・実施校の施設での開催を基本とするが、職種の性質により、学校内での開催が難しいと認められる場合には、講師所属企業等での実施も可能とする。
ただし、その場合の児童・生徒の移動に係る経費は、学校が負担するものとする。
- ・講師（及び補助者）への謝金は次のとおりとし、講師（補助者含む）への支払い業務を行う。

費目	単価等
謝金	
信州ものづくりマイスター	6,600円/時間（1講座19,800円を上限）
講座補助者（※1）	2,650円/時間（1講座7,950円を上限）
旅費	実費
材料費（※2）	実費（1講座30,000円を上限の目安）

（※1）講座の開催に当たり必要な場合は、各講座1名のみ支給可能

（※2）実演及び体験等に伴う材料や教材については、講師と調整の上、受託者が用意することとし、費用が発生する場合は、契約金額の範囲内で支払うこと。

v 受講者アンケート調査の実施、集計業務

- ・講座実施後は、受講した児童・生徒及び担当教員に対し、受講後アンケートを実施する。
- ・なお、アンケート項目については、県と協議の上決定し、結果を本業務完了時に提出すること。

ウ 職業体験支援コーディネーターの運営（勤務環境整備・管理業務）

上記において配置した職業体験支援コーディネーターの配置数に応じ、その活動に必要な職務環境を整備すること。

① 執務スペースの確保

- ・受託者は、受託事業者の事務所内等において職業体験支援コーディネーターの執務スペースを確保すること。

② 設備類等の整備

- ・事務机及び椅子、パソコンや電話機等の通信機器、事務消耗品類を用意すること。
※電話機及びインターネット回線は受託者が用意するものとし、当該使用料は契約金額に含めることとする。

③ 人件費等の支払い

- ・職業体験支援コーディネーターの人件費（給与、通勤手当、社会保険料等の所要人件費）及び、活動に係る県内旅費を当該コーディネーターに支払うものとする。
- ・その他、上記②に係る使用料、事務消耗品購入費の支払いを行う。

④ 運営管理業務

- ・職業体験支援コーディネーターの勤務管理（出勤日や勤務時間の管理等）及び、業務の進行管理、その他業務全体の運営に係る必要なサポートを行うこと。なお、県内移動に伴う交通ルールの遵守等、安全な勤務環境の整備に心掛けること。
- ・事故等の発生やコーディネーターの職務を遂行できない事案等が生じた場合は、「6 県への報告事項」(3) 事故等報告に基づき県に報告を行うこと。

5 事業全般に係る運営事項

○ 持続可能な事業展開に向けた取組

- (1) 産業界と教育界が直接繋がる関係づくりの基盤を構築するため、地域産業・企業や「信州ものづくりマイスター」等が、学校と直接繋がるようなコーディネート（講座の運営を含む）に心掛けること。
- (2) 本事業は、産業界と教育界をつなぐことを通じて、将来的に地域における個々の職業体験等の取組が自走化していくことを目指しており、受託者は、自走化に向けた具体的な今後の取り組み等について、定期的に県と意見交換を行うこと。
なお、令和8年度以降の持続可能な事業実施に向け、本事業の実施を通じて具体的な実施内容や運営手法等を「6 県への報告事項」(2)業務完了報告書と合わせて、提案を行うこと。

6 県への報告事項

(1) 定期報告

- ・当月の活動報告について、翌月末日までに県に報告すること。
なお、「信州ものづくりマイスター」の派遣業務については、翌月の活動計画も合わせて報告すること。また、県HPにおいて講座の開催状況の掲載を予定しており、HPに掲載可能な画像データ（実施状況が分かるもの）について、四半期に一度、活動報告と合わせて1講座当たり1～3枚程度を提出すること。

(2) 業務完了報告書

- ・受託者は、令和 8 年 3 月 31 日までに業務完了報告書を県に提出すること。

(3) 事故等報告

- ・本業務の実施に当たり、事故（疑いを含む）及び情報漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに県に連絡を行い、その指示に従うこととする。

(4) 参加児童・生徒数の集計

- ・上記（1）ポータルサイト経由により実施した職業体験等の取組への参加児童・生徒数を集計の上、県からの求めに応じて報告することとする。

7 業務実施上の留意事項

(1) 関係法令等の遵守

- ・受託者は、本事業の実施に当たり、関係法令等の定めに従うとともに、企業や学校関係者等に対し社会通念上不適切な食事、酒類、現金・金券類等を提供してはならない。また、企業や学校関係者等に対して紹介手数料等対価の支払いを求めてはならない。
- ・受託者は、県の信用を失墜する行為を行ってはならない。また、事業参加者からの苦情には、誠意をもって対応すること。
- ・故意または過失により第三者に損害を加えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うものとする。

(2) 業務の一括再委託の禁止

- ・受託者は、受託業務を一括して第三者に委託又は、請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができるものとする。

(3) 守秘義務（個人情報保護）

- ・受託者は本業務上で知り得た情報を他に一切漏らしてはならない。
- ・本業務において取扱う個人情報については、個人情報保護法及び長野県個人情報保護条例に則り、適正に取り扱うこととし、その保護について十分な注意を払い、流出・損失が生じないようにすること。

(4) 著作権関係

- ・本契約に係る全ての成果物等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は県に帰属することとし、履行完了後、データ及び成果物等を納品すること。本業務により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり、行使しないこととし、また、受託者は制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないこと。
- ・県は成果物等を受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。なお、成果物にはソフトウェア資産及び受託者において電子的に作成した図版（版下データ、PDF データ、データベースその他の電子データ）等を含むものとするが、受託者が従前から有していたプログラム及び第三者が権利を有するパッケージソフトの著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- ・本業務に当たり、第三者の著作権等に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理するものとする。

(5) 関係書類の整備

- ・受託者は、本事業の実施に要した費用について、支出内容を証する関係書類を整備し、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、いつでも供覧に供することができるよう保管すること。

(6) その他

- ・業務完了報告に基づく成果の確認の結果、目標が達成されていない場合において、悪意がある場合若しくは達成されない程度が甚だしい場合又は委託契約の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合は、委託費の全部又は一部を減額することがあるものとする。
- ・受託者は、本事業に関連して作成したホームページ等に「本事業は長野県より委託を受け、〇〇が運営しています」等の文言を入れるなど、長野県からの受託であることを示すこと。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。
- ・本業務に関して県及び受託者間に生じた一切の紛争は長野地方裁判所を専属所轄裁判所とすること。

8 業務に要する経費の限度額

「令和7年度将来世代と地域企業をつなぐプロジェクト事業 公募型プロポーザル方式実施 公告」 1-(8)「費用の上限額」に記載のとおり

<委託料に含まれる経費>

- (1) 企画調整・運営管理費
- (2) サイト制作費（ページ制作・コンテンツ制作費を含む。ただし、情報収集・登録作業費は除く。）
- (3) サイト更新・管理費（サーバー保守管理・調整費含む。）
- (4) コーディネーター配置費（人件費、旅費、通信機器等の使用料、事務消耗品費）
- (5) 「信州ものづくりマイスター」の派遣業務費（講師謝金、旅費、材料費）